

就学援助 入学準備金

「入学準備に間に合うよう」改善を 「他市の調査をしたい」－教育総務部長答弁

浦安市の2016年度の支給額と内容

区分	小学校	中学校
学用品費	11,420円(1年生) 13,650円(2~6年生)	22,320円(1年生) 24,550円(2・3年生)
郊外活動費	交通費・宿泊費・見学料など	
修学旅行費	小学6年生の交通費 宿泊費など	中学3年生の交通費 宿泊費など
新入学学用品費	1年生：20,470円	1年生：23,550円
卒業アルバム費	アルバム代の実費(平成28年度から追加)	
給食費	年間経費	
医療費	結膜炎、中耳炎、虫歯など指定されている疾病の治療費	

就学援助制度は生活保護世帯と準要保護世帯(浦安市の場合、生活保護基準の1.3倍の所得基準)の児童生徒を対象にし、表のような内容と金額が支給されています。
平成27年度は、小学生503名、中学生325名に支給されました。
経済的に困窮する家庭にとっては、命綱ともいえる制度ですが、2005年小泉内閣の下で準要保護世帯に対する国庫負担金が廃止され、国は金額

平成27年度 823名が受給

経済的に困難な家庭で小中学生がいる場合、学校にかかる費用を自治体が支給する就学援助制度があります。
日本共産党は同制度の改善充実を機会あるたびに求め、昨年12月議会では「新入学学用品費」を入学前に支給するよう求めました。



特に、入学準備には制服や上靴、体操服、通学カバンなどで多額の費用を留意しなければなりません。
浦安市は新入学学用品費として、国基準額をそのまま適用し、小学一年生には2万470円、中学一年生には2万3千550円を支給しています。しかし、それが支給されるのは入学後の6月になり、入学準備に間に合いません。

新入学準備金 新入学に間に合わない!

前倒し支給 全国ですすむ

日本共産党は「全国的にも前倒し支給は進みつつあり、県内では銚子市、山武市、鴨川市などでは3月までに支給している。先行自治体を参考にして、認定と支給時期を早めることは可能ではないか」と指摘し、新入学学用品費を入学前に支給するよう求めました。

教育総務部長は「銚子市や山武市などは市外への転出が少ないために、前年度支給が可能」「支給時期や方法について、転出入の多い本市でも参考にできるものはないか、調査していきたい」と答えました。

週刊 市議会報告

日本共産党

2017年2月6日

第1402号

【発行】

日本共産党
浦安市議団

☎ & FAX
350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里

北栄 2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

松崎市長が辞職願提出

臨時議会 9日召集

松崎市長から今月2日、市議会議長に退職の申し出があり、臨時議会招集の告示が行われました。臨時議会は、9日に招集されます。

地方自治法第145条では、市長村長が退職しようとするときは20日前までに議長に申し出ることになっていますが、議会の同意を得れば、それ以前でも退職することができることが規定されています。

松崎市長は3月26日投票の千葉県知事選挙に立候補する意向を記者会見等で表明していましたが、任期を1年9カ月も残して辞職することになります。



学校給食費滞納

貧困世帯への支援強化を

	H23	H24	H25	H26	H27
件数	178	184	149	147	198
滞納金額 (単位:万円)	564	492	444	478	538
徴収のために 法的措置を執 った件数	22	21	10	14	5
貧困による滞 納を推計(※)	16	21	11	15	14

過去5年間の 滞納の現状

日本共産党は、12月議会で学校給食費の滞納について取り上げ、生活困窮によって滞納を余儀なくされている家庭に対して、就学援助制度の活用をもっと積極的に働きかけるよう求めました。

過去5年間の学校給食費の滞納状況は上の表の通りです。表の中では滞納金額については、下4桁は切り捨てて記載しました。

浦安市は滞納世帯へ徴収対策を強化し、滞納世帯への家庭訪問や弁護士による納付相談などをおこなうとともに、弁護士による裁判所への訴え提起などもおこなっています。

就学援助制度の 活用促進を

貧困により滞納したのではないかと思われる世帯ほどの程度と把握しているのかという日本共産党の質問に対して、市は、各年度ごとに就学援助を受けている世帯割合から推計した件数(※)を示しました。

また過去5年間では法的措置にまで至った件数は、昨年度は5件と少なくなっていますが、日本共産党は「親が給食費を滞納していることを知った子どもにとつては、給食の時間が楽しくない、つらい時間になり、不登校などの原因にもなりかねない」と指摘し、「児童生徒の精神的負担を軽減する必要がある」と主張し、就学援助制度の申請を促す措置をとるよう求めました。就学援助制度の支給項目の中には学校給食費があり、その年間経費相当分が支給されます。

教育総務部長は「就学援助は保護者が学校に申請することになっているので、給食費も対象になっていることを説明し、制度の活用を促している」などと答え、新たな改善策をとる姿勢は示しませんでした。